

解説①

評価機構が行う機関別認証評価と 今後の方向性について



◆日本高等教育評価機構(JIHEE)について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

JIHEE : **J**apan **I**nstitution for **H**igher **E**ducation **E**valuation

- 設立母体 = 日本私立大学協会
- 財団設立 = 平成16(2004)年11月25日
- 公益財団法人設立 = 平成24(2012)年4月1日
- 創立20周年 = 令和6(2024)年11月25日

- 主な事業
 - 教育研究活動等の評価事業
大学機関別認証評価 / 短期大学機関別認証評価 /
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
 - 評価員の養成
 - 評価に関する調査・研究
 - 広報及び啓発活動: 広報誌等の刊行 / 情報公開

◆令和7(2025)年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学大臣への報告
- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(当機構HP)

○令和7(2025)年度 評価結果(令和8(2026)年3月27日公表)

大学	19校	適合	18校
		不適合	1校
大学追評価	2校	適合	2校
短期大学	2校	適合	2校
ファッション・ビジネス系専門職大学院	1校	適合	1校

優れた点と改善を要する点

●大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	独自基準
優れた点	5	4	11(3)	7(1)	2(1)	1	15(1)
改善を要する点	3	8(2)	7	3	8	10(3)	

※()内は、短期大学機関別認証評価の数値

基準1 使命・目的 基準2 内部質保証 基準3 学生 基準4 教育課程 基準5 教員・職員 基準6 経営管理と財務

◆令和7(2025)年度評価結果

●令和7(2025)年度 優れた点

○基準2「内部質保証」(重点評価項目)について

○学外関係者の意見・要望の把握に努め、事業計画への反映や三つのポリシーの検証、授業の改善に生かしている点は評価できる。

○大学の教育研究水準の向上を図るために、「コンテンツ会議」「第三者評価会議(教学)」「第三者評価会議(企業)」を設け、**学外の有識者の助言・提言を受けるシステムを構築している**ことは評価できる。

○看護学部看護学科における、**所属全教員による授業回ごとの学生の意見収集・分析**とそれに基づく改善や、教員の人事評価に教育関係の評価を加える取組みは、教育効果を高め、**退学率・留年率を低下させる活動として成果を上げて**おり評価できる。

○「学長・教職員と学生との意見交換会」の定期的な実施及び学生支援センター、学務課において学生の意見・要望を確実にくみ上げ、教育研究の改善につなげていることは評価できる。

◆令和7(2025)年度評価結果

●令和7(2025)年度 優れた点

○基準項目4-3「学修成果の把握・評価」について

○学生アンケートの回答率の低下といった課題に対し、「アンケート実施計画」を策定して実施目的を明確化し、デジタルサイネージでの報告を通じて学生への周知と理解を促進し、回答率の向上につなげている点は評価できる。

○ディプロマ・ポリシーに掲げる五つの能力の修得状況を把握するため、学生は年2回、「ホスピタリティ・ルーブリック」を用いて自己評価し、担当教員との面談で成長を確認している点は評価できる。

○学期末ごとに全学生がディプロマ・ポリシー到達度調査でディプロマ・ポリシーに対応する学修成果を自己評価して学修計画に反映しており、学位プログラムや学科、短期大学レベルで達成度の向上に向けた学修支援・教育改善を行っている点は高く評価できる。

◆令和7(2025)年度評価結果

●令和7(2025)年度 主な改善を要する点

○基準1「使命・目的」について

- ・人材養成の目的や教育目的の学則への規定

○基準2「内部質保証」(重点評価項目)

- ・内部質保証の方針及び責任体制の明確化
- ・自己点検・評価の正確性
- ・内部質保証の機能性
- ・重点評価項目として、他の基準での指摘との関連に基づく指摘

○基準3「学生」について

- ・学科ごとの収容定員の未充足又は超過
- ・学生相談室の人員配置

◆令和7(2025)年度評価結果

●令和7(2025)年度 主な改善を要する点

○基準4「教育課程」について

- ・研究科における学位論文評価基準の未設定
- ・履修登録数の上限設定
- ・学修成果の点検・評価及びフィードバック

○基準5「教員・職員」

- ・学長のガバナンス
- ・教員数又は教授数の不足
- ・FD・SDの実施及び体制整備

○基準6「経営・管理と財務」について

- ・規程・規則の不備
- ・理事会／評議員会の召集手続きなどの運営
- ・教育情報の公表
- ・財務基盤、収支のバランス

私立学校法の一部改正(令和7(2025)年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- ・理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。【第29条、第30条関係】
- ・理事長の選定は理事会で行う。【第37条関係】

② 監事

- ・監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。【第31条、第45条、第46条、第48条関係】

私立学校法の一部改正(令和7(2025)年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し (つづき)

③ 評議員・評議員会

- ・理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。【第18条、第31条関係】
- ・理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。【第62条関係】
- ・評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。【第33条、第67条、第140条関係】

私立学校法の一部改正(令和7(2025)年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し (つづき)

④ 会計監査人

・大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。【第80条～第87条、第144条関係】

私立学校法の一部改正(令和7年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- ・大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意 解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。【第150条関係】
- ・大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。【第80条～第87条、第144条関係】

私立学校法の一部改正(令和7(2025)年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。【第53条、第86条関係】
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。【第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係】
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。【第157条～第162条関係)44条関係】

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)

(令和4(2022)年3月18日)

- 1 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。
- 2 他機関の評価委員会や実地調査への職員の陪席、合同研修等の充実など、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 3 評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)

(令和4(2022)年3月18日)

4 学校教育法や学校教育法施行規則、大学設置基準等の法令に対する適合性の評価に当たり、評価対象大学等のウェブサイト当該情報が公表されている場合には、評価対象大学等に対してそのURLの提示を求めることにより、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化に係る取組の更なる充実を推進すること。

5 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

6 評価の結果、適合認定を受けられなかった大学等に対して、当該大学等の教育研究水準の向上に資するよう、再度評価を受けることを推奨すること。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)

(令和4(2022)年3月18日)

7 評価基準に定める「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」に係る評価に当たっては、中央教育審議会大学分科会が令和2年1月に取りまとめた「教学マネジメント指針」において、「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」及び「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」のうち、「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものを踏まえて実施することが望ましいこと。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

（令和7(2025)年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

○ 認証評価制度の見直し

➤ 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する新たな評価制度への移行

➤ 評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対してわかりやすい仕組みの構築

➤ 各高等教育機関における事務手続きの軽減を図る観点や新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備を検討

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

（令和7(2025)年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

⑤ 情報公表の推進

○ 情報公表の内容・方法の改善

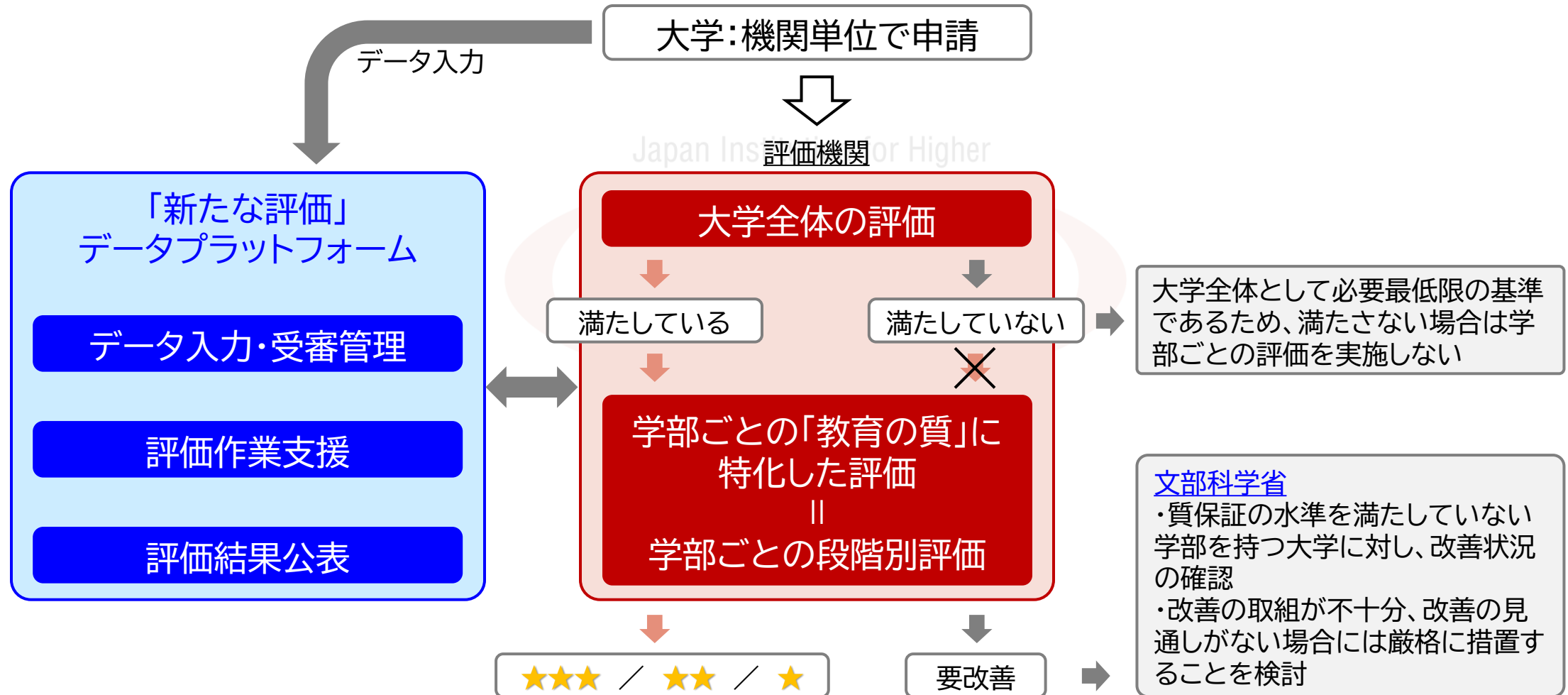
➤ 高等教育機関の情報を横断的に比較できる新たなデータプラットフォームの構築

○ 全国学生調査の活用

➤ 各高等教育機関におけるIR等を通じた自己点検・評価と認証評価での学生全国調査の結果の活用を促進するための周知等

◆令和7(2025)年度以降の認証評価

「新たな評価」制度 大学分科会 > 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ



Japan Institution for Higher
Education Evaluation



since 2004